

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和6年7月18日(木) 午後3時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

議決事項

- 第1 議案第39号 墨田区教育センター条例の施行期日を定める規則の制定について
- 第2 議案第40号 墨田区教育センター条例施行規則の制定について
- 第3 議案第41号 墨田区教育センター処務規則の制定について
- 第4 議案第42号 墨田区教育委員会事務局処務規則の一部改正について
- 第5 議案第43号 墨田区教育委員会公印規則の一部改正について
- 第6 議案第44号 墨田区教育委員会緑の愛護に関する規程の一部改正について
- 第7 議案第45号 行政財産使用許可（旧木下川小学校）について

報告事項

- 第1 教育課題の進捗状況について（資料1）
- 第2 寄付者への感謝状の贈呈について（資料2）
- 第3 区立小・中学校、幼稚園の学級閉鎖（臨時休業）について（資料3）

議案第39号

墨田区教育センター条例の施行期日を定める規則の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年7月18日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり定める。

(提案理由)

墨田区教育センターの新設に伴い、同センター条例の施行期日を定める必要がある。

墨田区教育センター条例の施行期日を定める規則

墨田区教育センター条例（令和6年墨田区条例第16号）の施行期日は、令和6年11月5日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第40号

墨田区教育センター条例施行規則の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年7月18日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり定める。

(提案理由)

墨田区教育センターの新設に伴い、同センターに設置する施設や利用時間等の必要な事項を定める必要がある。

墨田区教育センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、墨田区教育センター条例（令和6年墨田区条例第16号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 墨田区教育センター（以下「教育センター」という。）には、次の施設を設ける。

- (1) 研修室
- (2) 教育支援センター
- (3) 面接室（プレイルームを含む。）
- (4) 教育関係資料室

(教育支援センターの事業)

第3条 教育支援センターは、不登校支援に関する事業を行うものとする。

(利用時間及び休業日)

第4条 第2条の施設の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 教育センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、第2条第3号に掲げる施設以外の施設については、日曜日及び土曜日に利用することはできない。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

3 前2項の規定にかかわらず、墨田区教育委員会が特に必要があると認めるときは、利用時間又は休業日を変更し、又は臨時に定めることができる。

(委任)

第5条 この規則の施行について必要な事項は、墨田区教育委員会教育長が定める。

付 則

この規則は、令和6年11月5日から施行する。

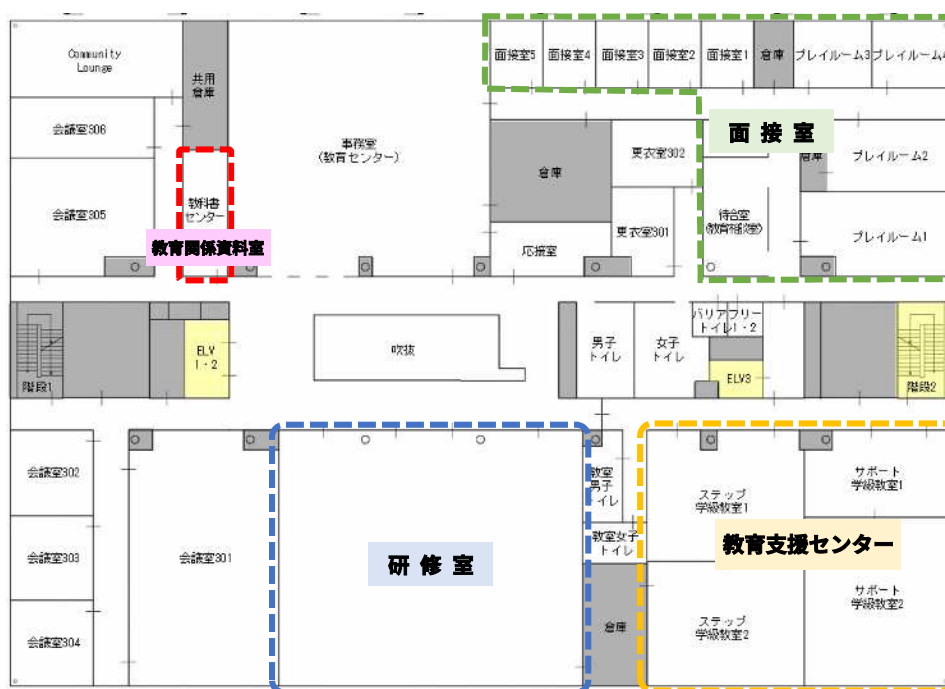
墨田区教育センター条例施行規則の制定について

1 趣旨

墨田区教育センター条例の制定(R6.3.29 公布、R6.11.5 施行)に伴い、同センターに設置する施設、利用時間等の必要な事項について定める。

2 施設

施 設	条例で規定する事業
研修室	教育関係職員の研修の実施に関すること。
教育支援センター	教育支援センターの運営(※)に関すること。 ※不登校支援事業（ステップ学級、サポート学級）
面接室（プレイルームを含む。）	教育相談に関すること。
教育関係資料室	教科用図書の展示及び管理に関すること。



《教育センター平面図》

3 利用時間及び休業日

利 用 時 間	午前9時から午後5時まで
休 業 日	・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで ・日曜日及び土曜日（面接室以外の施設）

4 施行期日

令和6年11月5日

議案第41号

墨田区教育センター処務規則の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年7月18日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり定める。

(提案理由)

墨田区教育センターの新設に伴い、同センターの組織に関し、必要な事項を定める必要がある。

墨田区教育センター処務規則

(掌理事項)

第1条 墨田区教育センター（以下「教育センター」という。）は、墨田区教育センター条例（令和6年墨田区条例第16号）第2条に規定する事業をつかさどる。

(係の設置)

第2条 教育センターに次の係を置く。

管理係

(職)

第3条 教育センターに所長を、係に係長を置く。

- 2 教育センターに統括指導主事及び指導主事を置く。
- 3 係に主査を置くことができる。
- 4 前3項の職のほか、必要な職を置く。

(職員の資格及び任命)

第4条 所長は、副参事のうちから墨田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

- 2 係長及び主査は、主事のうちから教育委員会が任命する。
- 3 前2項に規定する職員以外の職員は、教育委員会が配属する。

(職員の職責)

第5条 所長は、墨田区教育委員会事務局次長（以下「次長」という。）の命を受け、教育センターの事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

- 2 係長は、所長の命を受け、係の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
- 3 統括指導主事は、上司の命を受け、学校教育に関する専門的事務をつかさどるとともに、墨田区教育委員会事務局に所属する全ての指導主事を統括する。
- 4 指導主事は、上司又は統括指導主事の命を受け、学校教育に関する専門的事務をつかさどる。

5 主査は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

6 前各項に規定する職員以外の職員は、上司の命を受け、教育センターの事務に従事する。

(所長の専決事項)

第6条 所長が専決することができる事案は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 職名又は教育センター名で文書を発送すること。
- (2) 所属職員の事務分担に関すること。
- (3) 所属職員の休暇、欠勤、超過勤務、休日の勤務及び当該休日に代わる日の指定、週休日の勤務及び当該週休日の振替並びに即日帰庁の出張に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、常例に属する事務の執行に関すること。

(事案の代決)

第7条 所長が、出張又は休暇その他の事故により不在のときは、係長がその事案を代決する。

2 前項の規定により代決できる事案は、特に至急に処理しなければならないものとする。

(報告)

第8条 所長は、毎月10日までに次に掲げる事項について、次長に報告しなければならない。

- (1) 前月分の職員の勤務状況
- (2) 前月分の事業実績
- (3) その他教育長が必要と認めた事項

2 前項の規定にかかわらず、所長は、重要又は異例に属する事項は、その都度次長に報告しなければならない。

(準用)

第9条 この規則に定めるもののほか、教育センターの処務に関しては、墨田区教育委員会事務局処務規則（昭和50年墨田区教育委員会規則第3号）の規定

を準用する。

付 則

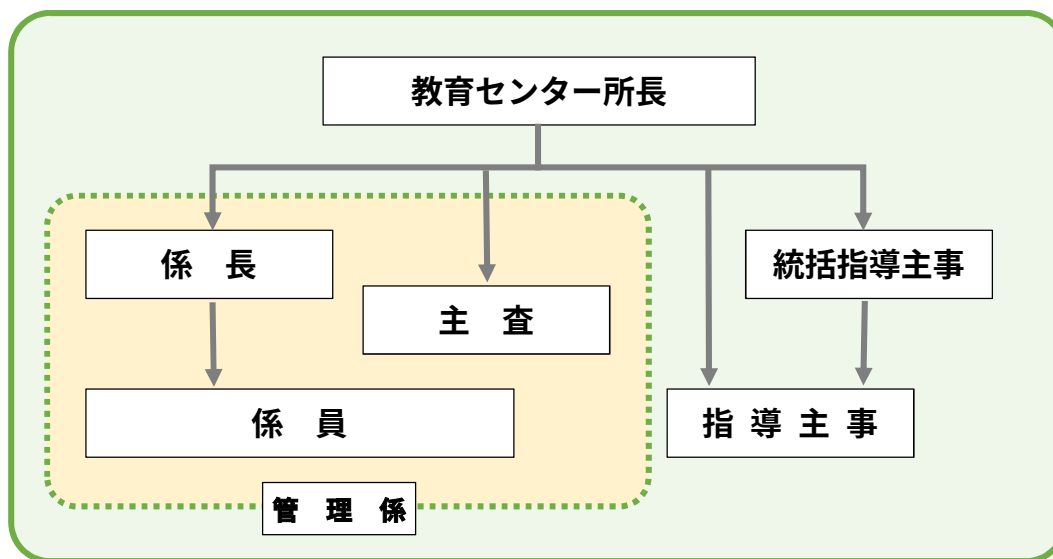
この規則は、令和6年11月5日から施行する。

墨田区教育センター処務規則の制定について

1 趣旨

墨田区教育センター条例の制定(R6.3.29 公布、R6.11.5 施行)に伴い、同センターの組織に関し、必要な事項について定める。

2 組織等



3 所長の専決事項等

- (1) 職名又は教育センター名で文書を発送すること。
- (2) 所属職員の事務分担に関すること。
- (3) 所属職員の勤怠管理に関すること。

※所長が不在のときは、特に至急に処理しなければならないものに関し、係長がその事案を代決する。

4 施行期日

令和6年11月5日

議案第42号

墨田区教育委員会事務局処務規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和6年7月18日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

墨田区教育センターの新設に伴い、墨田区教育委員会事務局の組織及び分掌事務等を改めるほか、所要の規定整備を行う必要がある。

墨田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

墨田区教育委員会事務局処務規則（昭和50年墨田区教育委員会規則第3号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（次長、課長及び係長等） 第5条 〔略〕 2～4 〔略〕 5 指導室に<u>統括指導主事及び指導主事</u>を置く。 6 地域教育支援課に社会教育主事を置く。 7 地域教育支援課に社会教育主事補を置くことができる。 8 係に主査を置くことができる。 9 課務担当主査及び主査の担当事務は次長が定める。 （課等の分掌事務等） 第11条 各課、指導室及びすみだ教育研究所の分掌事務は、次のとおりとする。 庶務課 1～25 〔略〕 26 事務局内の他の課、室及び所並びに<u>墨田区立ひきふね図書館及び墨田区教育センター（以下「教育センター」という。）</u>に属さないこと。 学務課 1 学齢生徒・児童の就学及び幼児の入退園に関する<u>こと（教育センターに属するものを除く。）</u>。 2～12 〔略〕 指導室 1～5 〔略〕 6 教育相談に関する<u>こと（教育センターに属するものを除く。）</u>。 7 教職員の研修に関する<u>こと（教育センターに属するものを除く。）</u>。 8～10 〔略〕 11 <u>前各号に掲げるもののほか、学校教育に関する専門的事務に関すること（事務局内の他の課、室及び所並びに</u>	〔同左〕 第5条 〔略〕 2～4 〔略〕 5 指導室に指導主事を置く。 6 <u>指導室及びすみだ教育研究所に統括指導主事を置く。</u> 7 〔同左〕 8 〔同左〕 9 〔同左〕 10 〔同左〕 〔同左〕 第11条 〔同左〕 庶務課 1～25 〔略〕 26 事務局内の他の課、室、<u>所及び館</u>に属さないこと。 学務課 1 学齢生徒・児童の就学及び幼児の入退園に関する<u>こと</u>。 2～12 〔略〕 指導室 1～5 〔略〕 6 教育相談に関する<u>こと</u>。 7 教職員の研修に関する<u>こと</u>。 8～10 〔略〕 〔新設〕

<u>教育センターに属するものを除く。）。</u> <u>12</u> 室の事務に関すること。 すみだ教育研究所 1～3 〔略〕 地域教育支援課 1～14 〔略〕 (準用) 第12条 この規則に定めるもののほか、職員の服務、文書、その他処務に関する事務の処理については、区長の事務部局において定められている<u>諸規程</u>を準用する。	<u>11</u> 〔同左〕 すみだ教育研究所 1～3 〔略〕 <u>4</u> <u>墨田区教育相談室に関すること。</u> 地域教育支援課 1～14 〔略〕 〔同左〕 第12条 この規則に定めるもののほか、職員の服務、文書、その他処務に関する事務の処理については、区長の事務部局において定められている<u>諸規定</u>を準用する。
---	--

付 則

この規則は、令和6年11月5日から施行する。

議案第43号

墨田区教育委員会公印規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和6年7月18日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

墨田区教育センターの新設に伴い、同センター名で発出する文書に使用する公印を定めるほか、所要の規定整備を行う必要がある。

墨田区教育委員会事務局公印規則の一部を改正する規則

墨田区教育委員会事務局公印規則（昭和41年墨田区教育委員会規則第4号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改

正

後

別表第1

公印名	番号	書体	寸法	用途	管守者
教育委員会印 ～区立各幼稚園長代理印	1～17	〔略〕			
墨田区立ひきふね図書館長印	18	〔略〕	同	〔略〕	
墨田教育センター所長印	19	同	同	墨田区教育センターの一般文書用	墨田区教育センター所長
すみだ郷土文化資料館長印	20	〔略〕			
附属機関印	21	〔略〕			
附属機関代表者印	22	〔略〕			
教育委員会割印	23	〔略〕			

別表第2

1～18

〔略〕

19

墨田区教育センター印

20

すみだ郷土文化資料館印

21

墨田区何委員会（又は審議会等）印

22

墨田区何委員会（又は審議会等）印

23

墨田区教育委員会割印

改

正

前

別表第1

公印名	番号	書体	寸法	用途	管守者
教育委員会印 ～区立各幼稚園長代理印	1～17	〔略〕			
墨田区立ひきふね図書館長印	18	〔略〕	方2 1ミ リメ ート ル	〔略〕	
〔新設〕					
すみだ郷土文化資料館長印	19	〔略〕			
附属機関印	20	〔略〕			
附属機関代表者印	21	〔略〕			
教育委員会割印	22	〔略〕			

別表第2

1～18

〔略〕

19

〔新設〕

19

すみだ郷土文化資料館印

20

墨田区何委員会（又は審議会等）印

21

墨田区何委員会（又は審議会等）印

22

墨田区教育委員会割印

付 則

この規則は、令和6年11月5日から施行する。

議案第44号

墨田区教育委員会緑の愛護に関する規程の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和6年7月18日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

墨田区教育センターの新設に伴い、墨田区教育委員会事務局に属する緑の愛護を行う組織に同センターを加えるほか、所要の規定整備を行う必要がある。

墨田区教育委員会訓令第 号

教育委員会事務局

区立小学校

区立中学校

区立幼稚園

事業所

墨田区教育委員会緑の愛護に関する規程（昭和48年墨田区教育委員会訓令甲第1号）の一部を次の表のように改正する。

令和6年7月 日

墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（緑の愛護の役割） 第4条 墨田区教育委員会事務局処務規則（昭和50年墨田区教育委員会規則第3号）第11条に規定する課等、<u>墨田区立ひきふね図書館、墨田区教育センター、墨田区立の小学校及び中学校並びに墨田区立幼稚園</u>（以下「課等」という。）に属する緑については、常に良好な状態を保つよう努めなければならない。 2 緑の愛護を図るため、<u>課等において次に掲げる事業を行うものとする。</u> (1) 緑を<u>見回り</u>、異常を発見したときは、速やかにその状況を課等の長に報告すること。 (2) 緑への水やり、雑草等の駆除等軽易な手入れを<u>行う</u>こと。 (3) 前2号に掲げるもののほか、緑の愛護に必要な措置を<u>行う</u>こと。 （緑の愛護についての情報共有） 第5条 課等は、緑の愛護の意義を共有し、緑の愛護に必要な情報について、<u>墨田区教育委員会</u>における共有に努めるものとする。 （緑の愛護についての助言等）	〔同左〕 第4条 墨田区教育委員会事務局処務規則（昭和50年墨田区教育委員会規則第3号）第11条に規定する課等、<u>ひきふね図書館及び墨田区立学校</u>（以下「課等」という。）に属する緑については、常に良好な状態を保つよう努めなければならない。 2 緑の愛護を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。 (1) 緑を<u>見廻り</u>、異常を発見したときは、速やかにその状況を課等の長に報告すること。 (2) 緑への水やり、雑草等の駆除等軽易な手入れを<u>行なう</u>こと。 (3) 前2号に掲げるもののほか、緑の愛護に必要な措置を<u>行なう</u>こと。 〔同左〕 第5条 課等は、緑の愛護の意義を共有し、緑の愛護に必要な情報について、<u>教育委員会</u>における共有に努めるものとする。 〔同左〕

第6条 緑の総括者は、資源環境部長から
緑の愛護について必要な助言及び技術的
指導を受けるものとする。

第6条 緑の総括者は、都市整備部環境担
当部長から緑の愛護について必要な助言
及び技術的指導を受けるものとする。

付 則

この訓令は、令和6年11月5日から適用する。

議案第45号

行政財産使用許可（旧木下川小学校）について

上記の議案を提出する。

令和6年7月18日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

（提案内容）

別紙のとおり許可する。

（提案理由）

旧木下川小学校の土地について、行政財産使用許可申請があったので、墨田区公有財産管理規則第21条の2第1号の規定により、使用を許可する必要がある。

行政財産使用許可（旧木下川小学校）について

1 趣旨

令和6年7月3日付けで、東京消防庁向島消防署から旧木下川小学校の土地に係る行政財産使用許可申請があった。当該申請は、向島消防団の訓練に使用するものであり、申請内容について確認したところ、管理運営上支障がないものと認められるため、行政財産の使用を許可する。

2 財産の表示

名 称 旧木下川小学校
所在地 墨田区東墨田二丁目67番
種 類 土地
数 量 2,940.66m²

3 使用を許可する相手

住 所 墨田区東向島六丁目22番3号
氏 名 東京消防庁向島消防署長 勇勢 欣一郎

4 使用期間

令和6年7月28日午前8時から正午まで

5 使用目的

遠距離ホース延長訓練及び放水訓練のため

6 使用料

免除（公用に供するため）

7 関係資料

別紙のとおり

第7号様式

行政財産使用許可申請書

令和6年7月3日

墨田区教育委員会 あて

住所 東京都墨田区東向島六丁目2番3号
氏名 東京消防庁
向島消防署長 勇勢 欣一郎



下記のとおり墨田区行政財産の使用許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

使用物件	所在地	墨田区東墨田二丁目67番
	種類	土地
	名称	旧木下川小学校
	数量	2,940.66㎡
使用期間		令和6年7月28日 午前8時から正午まで
使用目的		遠距離ホース延長及び放水訓練のため
備考		添付書類：案内図、平面図、訓練概要



第8号様式

行政財産使用料減額(免除)申請書

令和6年7月3日

墨田区教育委員会 あて

住所 東京都墨田区東向島六丁目2番3号
氏名 東京消防庁
向島消防署長 勇勢 欣一郎

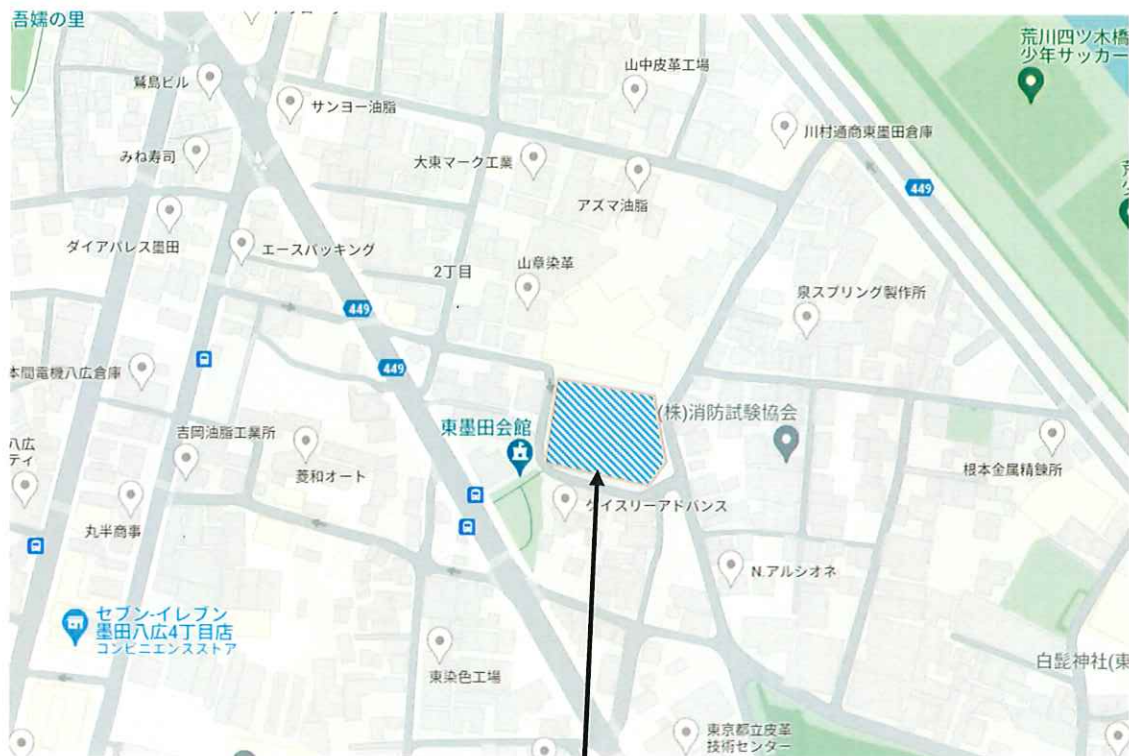


下記のとおり、行政財産使用料の減額(免除)を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

使用物件	所在地	墨田区東墨田二丁目67番
	種類	土地
	名称	旧木下川小学校
	数量	2,940.66㎡
使用期間		令和6年7月28日 午前8時から正午まで
使用目的		遠距離ホース延長及び放水訓練のため
減額(免除)を受けようとする理由		地域防災力の充実・強化を目的とした消防訓練に使用するため

案内図



墨田区東墨田二丁目67番
旧木下川小学校跡地

墨田区東墨田二丁目



施設名称	旧木下川小学校		
図面名称	敷地構成図	縮尺	1/400

(案)

第 号

行政財産使用許可書

住所 東京都墨田区東向島六丁目2番3号
氏名 東京消防庁向島消防署長 勇勢 欣一郎

令和6年7月3日付けで申請のあった墨田区行政財産の使用については、地方自治法第238条の4第7項の規定により、下記の条件を付して許可する。

令和6年 月 日

墨田区教育委員会

記

(使用物件)

第1条 使用を許可する物件（以下「使用物件」という。）は、次のとおりとする。

所 在 墨田区東墨田二丁目67番
種 類 土地
名 称 旧木下川小学校
数 量 2940.66㎡
使用部分 別紙図面のとおり

(用途)

第2条 使用者は、使用物件を遠距離ホース延長訓練及び放水訓練の用に供しなければならない。

(使用期間及び更新をする場合の申請)

第3条 使用期間は、令和6年7月28日午前8時から正午までとする。

2 前項の使用期間を更新しようとするときは、使用期間満了日の3月前までに書面をもって墨田区教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。

(使用料)

第4条 使用料は、免除とする。

(経費の負担等)

第5条 使用者は、使用物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、当該使用物件に付帯する電話、暖房、電気、ガス、水道等の諸設備の実費を負担しなければならない。

(使用上の制限)

第6条 使用者は、使用物件の現状を変更し、若しくは使用物件に修繕を加え、又は使用物件に工作物を設置してはならない。ただし、あらかじめ詳細な理由を付した書面

をもって墨田区教育委員会に申請し、その承認を受けたときは、この限りでない。

(転貸譲渡の禁止)

第7条 使用者は、使用許可に基づく権利を担保に供し、若しくは第三者に譲渡し、又は使用物件を転貸してはならない。

(使用許可の取消し又は変更)

第8条 次のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該使用許可を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。
- (2) 使用物件の管理が良好でない認められるとき。
- (3) この許可条件に違反する行為があると認めるとき。

(損失の不補償)

第9条 前条の規定により、使用許可の取消し又は変更をした場合において、使用者に損失が生じたとしてもその補償をしない。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、使用期間が満了したとき、使用許可を取り消されたとき、又は使用期間の途中で使用物件を返還しようとするときは、指定された期日までに当該使用物件を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用者は、その責めに帰する理由によって使用物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、当該物件の損害額に相当する金額を損害賠償金として支払わなければならない。ただし、使用者の負担において、原状に回復したと認められたときは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、使用者は、この許可条件に違反したことにより区に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償金として支払わなければならない。

3 前2項の損害賠償金の額は、墨田区教育委員会が算定した額とする。

(有益費等の請求権の放棄)

第12条 使用者は、使用物件の維持、保存又は改良のため支出した有益費、必要費その他の費用については、これを請求しないものとする。

(実地調査等)

第13条 墨田区教育委員会が使用物件について実地に調査し、又は所要の報告を求めた場合は、使用者は、当該調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(疑義の決定)

第14条 この許可条件について疑義があるとき、又は定めがない事項については、協議の上墨田区教育委員会が決定する。

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に墨田区長に対して審査請求をすることができる（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区教育委員会となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題№		1	事業名	不登校防止対策の充実							主管課		指導室	
執行計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
	■校内スモールステップルームの運用			■支援員へのヒアリング					■支援員へのヒアリング			■支援員へのヒアリング		
	■校内別室学級の運用													
	■巡回教員の活用													
	■スクールソーシャルワーカーの派遣	■連絡会の実施					■連絡会の実施					■連絡会の実施		
	■関係機関との連携													
	■現状の把握・分析													
実績	6月実績 ■校内スモールステップルームの運用 ・校内別室指導支援員による利用生徒の支援 ■校内別室学級の運用（設置校：桜堤中学校） ・在籍生徒の教育活動の実施及び体験生徒の受け入れ ■巡回教員の活用（拠点校：吾嬬立花中、巡回校：本所中、堅川中、寺島中、文花中） ・巡回校への訪問・支援 ■スクールソーシャルワーカーの派遣 ・学校訪問及びケース対応 ■関係機関との連携 ・適応指導教室【ステップ学級】連絡会開催（6/5） ・自立支援教室【サポート学級】連絡会開催（6/28） ・すみだバーチャルサポートルームの運用 ■現状の把握・分析 ・毎月の学校からの報告を基に現状を把握・分析 進捗：○													

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

令和6年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題№		2	事業名	学力向上新3か年計画（第3次）の推進							主管課		すみだ教育研究所	
執行計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
	■墨田区学習 状況調査の実 施（4/23）		■調査結果 速報値集約	■指導のポ イント作成 ■調査結果 （速報値）	■教委報告	■議会報告 ■指導のポ イント配信 ■学習ふり かえり ■学力向上 ヒアリング	■調査結果 公表（HP）			■学習ふりか えり		（4月）		
	■全国学力・ 学習状況調査 の実施（4/18）			■調査結果			■調査結果 公表（HP）							
	■児童・生徒 へのメッセー ジ発出						■児童・生 徒・教員への メッセー ジ発出			■教員への メッセー ジ 発出				
実績	6月実績													
	■区学習状況調査 6/24 学習状況調査結果が各校に送付された。 調査結果速報値集約 進捗：○													

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

令和6年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題№		3	事業名	墨田区教育センターの開設							主管課	すみだ教育研究所	
執行計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	■事業内容調整 ■初度調弁調整	■庁内連絡会 ■初度調弁調整	■議会報告 ■関連規則制定・改正	■各課の事業移転準備進捗確認		■人事関連事務 ■初度調弁納品確認	■移転準備 ■オープンセレモニー	■教育センター開設				■新年度準備	
実績	6月実績 ■議会報告：6月に進捗報告を予定していたが、9月に報告を行う。 ■事業内容調整：教育センター開設準備代表者会議の開催（6/4）、各事業所への移設に関するヒアリング ■初度調弁調整：必要物品調査の実施、物品・委託内容の検討・選定 ■規定整備：条例施行規則等の制定準備及び立案請求 ■開設後運用の検討：事業間の連携、様式統一、資料電子化 ■現地確認等：設備取扱説明会への参加（6/14）、引き渡し日の施設見学（6/28） 進捗：○												

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

令和6年度 教育課題（一般課題） 執行計画書兼実績報告書

課題№	4	事業名	学校施設の改築・改修（二葉小学校屋内運動場棟の増築・八広小学校改築事業）							主管課	庶務課	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
執行計画				工事説明会			二葉小学校屋内運動場棟新築工事及び工事監理（令和8年7月まで）					
					契約締結▲							
				八広小学校改築事業に伴うCM業務委託（令和8年6月まで）								
		契約締結▲					プロポーザル期間					
										八広小学校改築事業に伴う設計委託（令和8年6月まで）		
実績										契約締結▲		
										契約締結▲		
4～6月実績 【二葉小学校】 5月：屋内運動場棟新增築工事契約の入札（不調） 6月：屋内運動場棟新增築工事契約の再入札準備 学校保護者説明会（工期延伸等説明） 補正予算議決 【八広小学校】 5月：改築事業に伴うCM業務委託契約の締結 6月：プロポーザル期間の変更 （応募事業者の検討期間を当初の予定より長く確保することとしたため） 進捗：×（二葉小学校入札不調による契約締結時期の延期及び工期の延伸）												

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

令和6年度 教育課題（一般課題） 執行計画書兼実績報告書

課題№		5	事業名	子ども読書活動推進計画（第4次）の推進及び第5次計画の策定							主管課	ひきふね図書館	
執行計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	第4次の推進 ■子ども読書週間イベント	■計画進捗状況調査 ■小学校読み聞かせボランティア講座 ■おすすめ本ブックリスト配布 ■(Ts)情報誌配布	■絵本作家特別イベント ■小学校読み聞かせボランティア講座 ■(特)特別支援学級・施設職員向け講座	■夏のおたのしみ会 ■調べる学習相談会 ■(Ts)情報誌配布 ■(特)障がい児の図書館ツアー	■(Ts)ティーンズ向け講座	■保護者向け講演会	■小学校読み聞かせボランティア講座 ■(Ts)情報誌配布 ■(特)障害児向け読み聞かせボランティア講座(初級)	■施設職員向け講座 ■(Ts)POPコンテスト表彰式 ■(特)外国にルーツを持つ子どもの図書館利用ガイドダンス ■(特)保護者向け読み聞かせ講座	■冬のおたのしみ会	■(Ts)情報誌配布 ■(Ts)施設職員向け講座	■(特)特別支援学級への出張読み聞かせ ■(特)保護者向け読み聞かせパンフレット配布 ■(特)障害児読み聞かせ講座(現任)	■子ども司書講座	
	第5次の策定 ■運営協議会(第1回) ■策定委員会発足準備	■運営協議会(第2回) ■策定委員会(第1回)	■運営協議会(第3回)	■運営協議会(第4回)		■運営協議会(第5回) ■策定委員会(第2回)	■教育委員会(中間報告)	■墨田区議会(中間報告)	■パブリックコメント	■運営協議会(第6回) ■策定委員会(第3回) ■教育委員会(最終案検討)		■墨田区議会(最終案報告)	
実績	4～6月実績												
	第4次の推進 (子ども) …乳幼児期・小学生期 (Ts) …中高生期 (特) …特別支援 (子ども) ■子ども読書イベント「おながくとおはなし」(4/20、30名募集-30名参加) ■計画進捗状況調査 ■小学校読み聞かせボランティア講座(5/21、5/28、6/4、各回16名参加) ■ブックリスト「ほんはともだち」(11,000部)、「なつやすみほんはともだち」(2,600部)作成・配布 ■絵本作家イベント「塚本やすし先生とあそびまショー」(6/1、30名募集-30名参加) ■パスファインダー作成2回(「宝石」、「栄養素」) (Ts) ■ティーンズ情報誌配布(4,700部) ■パスファインダー作成2回(「隅田川」、「地名」) ■墨田川高校への団体貸出(565冊) (特) ■施設職員、保護者向けパンフレットの配布(4月) ■特別支援学級・施設職員向け講座(6/25) ■マルチメディアデジターお話し会(6/2) ■配送による放課後等デイサービス、特別支援学級への団体貸出 第5次の策定 ■運営協議会の開催(第1回:4/21 前計画の検証、調査結果報告等)(第2回:5/26 策定方針の決定等)(第3回:6/30 発達段階ごとの取組等検討) ■策定委員会の開催(第1回:5/8 策定方針や計画案等の検討) 進捗:○												

※進捗 ○:順調、×:遅延、△:その他()

寄付者への感謝状の贈呈について

1 趣旨

有限会社コスモサンクリーンから、墨田区立錦糸小学校に対し、テントの寄付があったので、区長感謝状贈呈基準第1項第3号の規定に基づき、寄付者に対して感謝状を贈呈した。

2 贈呈対象者

有限会社コスモサンクリーン取締役 近藤 雄樹

3 寄付物件

テント（240cm×360cm） 三張

総額 356,400円

4 贈呈主体

区長

5 贈呈日

令和6年6月27日

区立小・中学校、幼稚園の学級閉鎖（臨時休業）について

1. 学級閉鎖措置の状況

【感染症等に伴う学級閉鎖（臨時休業）の状況】

学校名	学年・学級	臨時休業の期間	感染症種別
外手小学校	2年1組	令和6年7月2日(火)から 7月4日(木)まで	感染性胃腸炎
両国小学校	3年3組	令和6年7月9日(火)から 7月11日(木)まで	マイコプラズマ感染症
第三寺島小学校	2年1組	令和6年7月10日(水)から 7月12日(金)まで	インフルエンザ

《参考》

学校において予防すべき感染症の拡大防止のための臨時休業（学級閉鎖）期間及びその取り扱い

○臨時休業（学級閉鎖）期間

感染症	欠席率	臨時休業期間	備考
新型コロナウイルス感染症 季節性インフルエンザ 等	20～30%	3日間程度	臨時休業期間は、学校医等に相談の うえ、状況に応じて判断する

※ 臨時休業期間は、学校医に相談のうえ状況に応じて短縮・延長することを可能としている。